

## 第 32 回下妻市コロナウイルス感染症対策本部会議決定事項

(令和 3 年 4 月 26 日開催)

新型コロナウイルス感染の再拡大に伴い、政府は4月23日、東京都、京都府、大阪府、兵庫県を対象に緊急事態宣言を発出しました。

茨城県内においても、急速な感染拡大を踏まえ、4月19日に水戸市、古河市、かすみがうら市、大洗町、城里町、阿見町の6市町が「感染拡大市町村」に指定され、4月22日から5月5日まで、不要不急の外出自粛や飲食店の営業時間短縮などを要請されているところですが、更に4月26日、上記6市町に加え、土浦市、石岡市、**下妻市**、常総市、潮来市、守谷市、筑西市、茨城町、五霞町の9市町が新たに追加されました。期間は4月29日から5月12日までの2週間で、大型連休中における他都道府県との往来自粛やテレワークなどの活用による外出機会の縮減を要請されています。

本市では、感染拡大の現状と、上記の茨城県の方針を受け、以下のとおり対応します。

### 市の対応について

急速な感染拡大により、4月26日に茨城県から「感染拡大市町村」に指定されたことを受け、以下について4月29日(木)から5月12日(水)まで対応することとする。

#### (1) 各部署のイベント、事業等について

- 不特定多数の参加が予定されているイベントや行事に関しては、原則中止とする。
- 各部署の事業については、人数制限や感染拡大予防対策を徹底し、開催の判断は各部署等で行う。また、リモート会議等を実施できる場合は活用する。

#### (2) 公共施設等の対応について

- 公共施設等は、屋内・屋外を問わず、原則閉鎖。  
※ただし、施設により開設が必要と判断される場合は、その限りでない。

※上記決定事項については、感染状況等や国・県の動向により変更となる場合があります。